

### 第33回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和5年2月24日（金） 午前10時45分

2 場所 滝沢市役所防災庁舎 2階 201・202会議室

#### 3 日程

日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 業務報告について

日程第 4 議案第 1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第 5 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第 6 議案第 3号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第 7 議案第 4号 贈与税の納税猶予に係る証明について

日程第 8 報告第 1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について

日程第 9 報告第 2号 農地転用届出の確認事務報告について

#### 4 出席委員

農業委員

1 番委員 駿河 信一

2 番委員 太田 豊

3 番委員 新田 義修

4 番委員 佐藤 恵一郎

5 番委員 武田 美紀

6 番委員 高橋 敏彦

7 番委員 吉清水 秀明

8 番委員 大森 泰英

9 番委員 齊藤 新一

推進委員

吉清水 一之

桑原 和男

#### 5 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局 事務局長 佐々木 澄子

〃 主任主査 細川 直樹

〃 主 査 高橋 昂希

開会時刻 令和5年2月24日（金） 午前10時45分

議長 只今の出席委員は農業委員が9名であります。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。  
なお、本日は推進委員2名が出席しています。  
日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。  
本案件につきましては、会議規則第11条の規定により当職よりご指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、ご指名申し上げます。  
議事録署名人につきましては、2番太田豊委員と3番新田義修委員を指名します。  
書記には、事務局の細川主任主査と高橋主査を指名します。  
日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。  
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。  
日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第33回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和5年1月26日から令和5年2月24日までとなります。議案書は2ページ及び3ページをご覧ください。

（第32回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。  
日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定についてを議題とします。なお、事前にご説明しましたが、議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。  
事務局より説明させます。

高橋主査 それでは補足説明させていただきます。議案書は5ページをご覧ください。  
整理番号1番は、貸借契約の更新案件です。借り受ける者の耕作面積は、零石町の分を含めると全部で44,037平方メートルとなります。以上より整理番号1番の案件については、議案書6ページからの調査書に記載されているとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。  
以上で説明を終わります。

議長                    なお、本案件につきましては、再設定の案件につき現地調査を省略しております。  
                              これより質疑に入ります。

                              (質疑なし)

議長                    無ければ質疑を終了して採決に入ります。  
                              議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

                              (挙手全員)

議長                    挙手全員であります。  
                              よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長                    日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。  
                              事務局より説明させます。

細川主任主査        議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は9ページから11ページまでをご覧ください。

                              整理番号1番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の辺縁部に位置することから第1種農地と判断されると考えられますが、農地転用目的の不許可の例外規定における農業用施設の整備に該当するものと見られます。また、資金計画は全額融資によるものであり、日本政策金融公庫に提出し受付された融資申込書類及び事務局から直接公庫に対して行った融資見込の確認により事業の確実性について確認しているところです。

                              以上で補足説明を終わります。

議長                    今回の現地調査は、高橋敏彦農業委員、吉清水一之推進委員、桑原和男推進委員が行っております。  
                              本案件の現地調査報告を高橋農業委員にお願いします。

高橋農業委員        6番高橋です。それでは私の方から議案第2号について、令和5年2月14日に吉清水推進委員と桑原推進委員の3人により現地調査を実施しましたので報告いたします。

                              整理番号1番の申請地の位置は、一本木中学校より南西へ約720メートルのところにあります。周囲の状況ですが、東側は農地、西側及び北側は山林、南側は宅地となっていました。

                              以上について調査の結果、申請地は日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。

本案件の整理番号18番、19番及び21番から23番までにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限があります。整理番号18番、19番及び23番は4番佐藤委員が該当し、整理番号21番及び22番は6番高橋委員が該当します。

つきましては、最初に整理番号18番、19番及び23番を審議し、次に整理番号21番及び22番し、次に整理番号1番から17番まで及び20番を審議することについて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、最初に整理番号18番、19番及び23番を審議し、次に整理番号21番及び22番を審議し、次に整理番号1番から17番まで及び20番を審議することとします。

それでは、整理番号18番、19番及び23番を審議します。議事参与の制限があります4番佐藤恵一郎委員の退席を求めます。

(4番佐藤恵一郎委員退席)

議長 事務局より説明させます。

高橋主査 補足説明いたします。議案書は23ページをご覧ください。

議案第3号整理番号18番、19番及び23番は、大沢地域集積協力金事業に係る案件となっております。

以上、議案第3号整理番号18番、19番及び23番については、経営面積、従事日数等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を桑原推進委員にお願いします。

桑原推進委員 推進委員の桑原です。それでは私の方から議案第3号整理番号18番、19番及び23番について、ご報告申し上げます。

議案第3号整理番号18番、19番及び23番の農地につきましては、いずれの現地も全体として広く農地として活用されていたことが確認できました。農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてであります。事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありますとおり、今回権利の設定を受ける方が現在耕作している農地はありませんが、保有する予定の機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で議案第3号整理番号18番、19番及び23番の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号整理番号18番、19番及び23番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号整理番号18番、19番及び23番は原案のとおり決定いたしました。

4番佐藤恵一郎委員の入場を許可します。

(4番佐藤恵一郎委員入場)

議長 4番佐藤委員にお伝えします。只今の議案につきましては、原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、議案第3号整理番号21番及び22番を審議します。議事参与の制限があります6番高橋敏彦委員の退席を求めます。

(6番高橋敏彦委員退席)

議長 事務局より説明させます。

高橋主査 それでは補足説明いたします。議案書は24ページをご覧ください。議案第3号整理番号21番及び22番は、下鶉飼地域集積協力金事業

に關係する案件となっております。

以上、議案第3号整理番号21番及び22番については、経営面積、従事日数等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告につきましては、第31回総会議案第4号にて報告済みですので省略します。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号整理番号21番及び22番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号整理番号21番及び22番は原案のとおり決定いたしました。

6番高橋敏彦委員の入場を許可します。

(6番高橋敏彦委員入場)

議長 6番高橋委員にお伝えします。只今の議案につきましては、原案のとおり決定いたしました。

議長 続きます。議案第3号整理番号1番から17番まで及び20番を審議します。

事務局より説明させます。

高橋主査 それでは補足説明いたします。議案書は13ページからをご覧ください。

整理番号1番、3番から11番まで、16番、17番及び20番は再設定の案件です。

整理番号2番は、更新のタイミングで新たに1筆追加で借り受けることになった案件です。

整理番号12番は、昨年まで耕作していた農業者から返された農地を農地所有者の親族が借り受ける案件です。

整理番号13番は、使用していた農地に権利の設定をする案件です。

整理番号14番及び15番は、同一世帯の親子がそれぞれ所有している農地を地元の農業者が借り受ける案件です。

以上、議案第3号整理番号1番から17番まで及び20番については、

経営面積、従事日数等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の整理番号1番、3番から11番まで及び16番につきましては、再設定の案件につき現地調査を省略しております。整理番号2番及び12番から15番までの現地調査報告を桑原推進委員にお願いします。

桑原推進委員 推進委員の桑原です。それでは私の方から議案第3号のうち新規案件である整理番号2番及び12番から15番までについて、ご報告申し上げます。

議案第3号整理番号2番及び12番から15番までの農地につきましては、いずれの現地も全体として広く農地として活用されていたことが確認できました。農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてであります。事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で議案第3号整理番号2番及び12番から15番までの現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号整理番号1番から17番まで及び20番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号整理番号1番から17番まで及び20番は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、贈与税の納税猶予に係る証明についてを議題とします。

事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第4号贈与税の納税猶予に係る証明について補足説明いたします。案件は2件です。議案書は46ページから48ページまでをご覧ください。

この制度の適用を受けた受贈者は3年毎に税務署に継続届出書を提

出することになっており、関係法令によって農業委員会で発行する引き続き農業経営を行っている旨の証明書、あるいは引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書を添付することになっております。このため農業委員会では受贈者より願出があれば、適用を受けている農地の現況を確認し、証明する必要があることとなります。

なお、整理番号1番の受贈者は現在進められている大沢地域及び下鶉飼地域の農地集積の取り組みに参加していることから、今回証明を行う農地のうち16筆は昨年11月の第30回総会の議決を経て農地中間管理事業による特定貸付に移行したところです。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を吉清水推進委員にお願いします。

吉清水推進委員 推進委員の吉清水です。それでは私の方から議案第4号について、現地調査を実施しましたのでご報告いたします。なお、積雪があったため、一部は航空写真での確認となりました。

整理番号1番のうち大沢小谷地地内の農地は、田は水稻または野菜を作付しており、畑は野菜の作付のほか一部はハウスによる育苗に利用しているとのことでした。また、鶉飼年毛地内の農地は、いずれも田として水稻を作付しているとのことでした。そして、鶉飼下高柳地内の農地は、畑として野菜を作付しているとのことでした。

続いて、整理番号2番のうち大沢鶴子地内の農地は、畑として野菜を作付しているとのことでした。また、鶉飼白石地内の農地は、いずれも畑として果樹を作付しているとのことでした。

いずれの対象の農地も全て適正に肥培管理されており、問題ないものと見受けられました。

以上でご報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号、贈与税の納税猶予に係る証明について、原案のとおり証明することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長 日程第8、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について、及び日程第9、報告第2号、農地転用届出の確認事務報告につきましては、お手元の議案書49ページからのおりとなっておりますのでご確認願います。



議長

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。  
これをもって、第33回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和5年2月24日（金） 午前11時15分

議 長 \_\_\_\_\_

会議録署名人 2番委員 \_\_\_\_\_

会議録署名人 3番委員 \_\_\_\_\_

これは原本である。

令和5年2月24日

滝沢市農業委員会 会長 齊藤 新一